38201

愛媛県

松山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

<table>
<tr><th>条例名</th><th>制定年月</th><th>対象者の要件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr>
<td>松山市企業立地促進条例</td>
<td>H13.10
H19.3
H19.12
H22.7
H24.3
H29.3
R4.3 改正
R7.3 改正</td>
<td>対象産業あり
【1】立地用資産の取得と雇用を伴う場合
<table>
<tr><th></th><th>投下固定資産総額</th><th>新規雇用者数（転勤者を含む）</th></tr>
<tr><td>大企業</td><td>1 億円以上</td><td>5人以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>3,000 万円以上</td><td>2人以上</td></tr>
</table>
【2】立地用資産の取得の場合
<table>
<tr><th></th><th>投下固定資産総額</th></tr>
<tr><td>大企業</td><td>3億円以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>9,000 万円以上</td></tr>
</table>
【3】事業所を賃借する場合
・新規雇用者数5人以上（転勤者を含む）</td>
<td>企業立地促進奨励金
【1】【2】
<table>
<tr><th></th><th>市が評価した固定資産総額への補助率</th></tr>
<tr><td>市外企業の新設</td><td>8%</td></tr>
<tr><td>市内企業の増設・移設</td><td>5%</td></tr>
</table>
※本社機能を有する場合加算あり
・限度額5億円
・10 年間分割払
【3】
土地、建物の賃借料の 1/2
・対象期間5年間
・限度額1億円

雇用促進奨励金
【1】【3】
<table>
<tr><th></th><th>万円／人</th></tr>
<tr><td>正社員または転勤者</td><td>55</td></tr>
<tr><td>契約社員</td><td>30</td></tr>
<tr><td>短時間雇用従業員</td><td>15</td></tr>
<tr><td>女性、55 歳以上、障がい者、外国人への加算</td><td>5</td></tr>
</table>
・対象期間1年間
【1】市外企業の新設は5年間</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>【3】市外企業の新設で新規雇用
者（転勤者を含む）が 10 名以上は5年間
・限度額1億円

新規事業促進奨励金
【1】【3】
・市が評価した固定資産総額×0.7%
・対象期間1年間
・限度額 5,000 万円

グリーンイノベーション推進奨励金
【1】【2】【3】
・脱炭素社会または循環型社会の推進に資する設備の設置に要した費用の 1/2
・対象期間1年間
・限度額 5,000 万円</td></tr>
<tr><td>松山市情報通信関連企業立地促進要綱</td><td>H14.12
H22.7
H24.3
H29.3
R4.3 改正
R7.3 改正</td><td>市内で情報通信関連事業を行う
【1】コールセンター
【2】データセンター
【3】事務センター
○専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと
○操業開始時に新規雇用者が 20 人以上であること（転勤者を含む）</td><td>①通信設備等整備に係る工事費及び購入費の 1/6 の額
②オフィス、通信機器等の賃借料の 1/6 の額
③専用通信回線利用料の 1/6 の額
※①②③新規雇用者のうち半数以上の者が正社員、地域限定正社員または転勤者の場合は 1/4

④雇用促進奨励金（万円/人）
<table><tr><td></td><td>【1】【2】</td><td>【3】</td></tr><tr><td>正社員または転勤者</td><td>40</td><td>55</td></tr><tr><td>契約社員</td><td>30</td><td>45</td></tr><tr><td>短期雇用従業員</td><td>10</td><td>15</td></tr><tr><td>女性、55 歳以上、障がい者、外国人への加算</td><td>5</td><td>5</td></tr></table>期間</td></tr>
</table>

			①②③10 年間 ④3年（新規雇用者のうち半数以上が正社員または転勤者の場合は5年） 限度額 ①～③は合わせて 8,000 万円（新雇用者が100 人に満たない場合は新規雇用者数に80万円を乗じて得た額） ④【1】【2】は3億円、【3】は4億5千万円）
松山市 ICT 関連企業新規拠点促進要綱	H31.4 R4.3 改正 R6.3 改正 R7.3 改正	市内に新設される ICT 関連の事業を行う事業所 〇常用雇用者の数が2人以上であること（転勤者を含む）	①事業所の改装等の工事及び物品の購入をした場合又は事業用資産の取得をしたときの適正な費用の 1/2 以下の額 ・対象期間 1 年間（5 年分割払い） ・限度額 250 万円 ②貸しオフィス若しくは通信機器の賃借又は専用回線の利用等の事業所の適切な運営をしたときの適正な費用の 1/2 以下の額 ・対象期間 3 年 ・限度額 450 万円（1 年間の上限は 150 万円） ③正規雇用従業員又は転勤者1人につき 55 万円（女性、55 歳以上、障がい者、外国人は1人あたり5万円加算） ・対象期間 3 年 ・限度額 600 万円

詳しくは松山市 HP をご覧ください。

(https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/business/index.php)

38202
愛媛県
今治市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
今治市企業立地促進条例	H18.4 H20.4 改正 H21.4 改正 H23.10 改正 H25.12 改正 R5.4 改正	○指定区域(今治新都市区域) ⑴企業立地促進奨励金 【新設、指定区域外からの増設】 ・投下固定資産総額　1億円(中小企業は3,000万円)以上 【上記を除く増設・移転】 ・投下固定資産総額　2億円(中小企業は5,000万円)以上 ・新規雇用従業員　10人(中小企業は3人)以上	奨励金 ○指定区域(今治新都市区域) ⑴企業立地促進奨励金 【新設、指定区域外からの増設】 ・立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・期間　5年間 (ただし、投下固定資産総額50億円以上の場合は7年間) 【上記を除く増設・移転】 ・立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・期間　3年間
		⑵賃貸借型企業立地奨励金 ・新規雇用従業員　2人以上(短期間労働者は2人で1人とみなす)	⑵賃貸借型企業立地奨励金 次の区分による金額の合計 (Ⅰ)賃借料に対する奨励金 ・交付額:賃貸オフィス等の月額賃借料に2/3を乗じて得た額 ・限度額:1月当たり50万円(36ヶ月) (Ⅱ)開設費用に対する奨励金 ・交付額:改装費用、通信回線設置費用、機器等の購入及び搬入費用等の事業所開設に要する費用の合計額 ・限度額　500万円
		⑶雇用促進奨励金 ・⑴の奨励金または⑵の奨励金に該当する企業が立地に伴い新規雇用従業員を雇用したとき(⑵の奨励金に該当する企業については、短期間労働者も対象とする。ただし、2人で1人とみなす)	⑶雇用促進奨励金 (Ⅰ)⑴の奨励金に該当する企業 ・交付額:新規雇用従業員1人につき50万円以内の額 (Ⅱ)⑵の奨励金に該当する企業 ・交付額:新規雇用従業員1人につき30万円以内の額
		⑷用地取得奨励金	⑷用地取得奨励金

		・市または独立行政法人都市再生機構から直接用地を取得した企業が、自ら立地したとき	・交付額:用地の取得価額の 10/100 以内の額 ・限度額　5億円
		(5)大規模用地取得奨励金 ・市または独立行政法人都市再生機構から直接用地を3ha 以上取得した企業が、自ら立地したとき	(5)大規模用地取得奨励金 ・交付額:取得した用地の面積のうち次の区分ごとの額の合計額 (Ⅰ) 3ha までの部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 10/100 以内の額 (Ⅱ) 3ha を超え5ha までの部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 20/100 以内の額 (Ⅲ) 5ha を超える部分 ・当該部分に相当する用地の取得価格の 30/100 以内の額
		(6)設備投資奨励金 ・中小企業者が行う設備更新に係る投資が 2,000 万円以上のとき	(6)設備投資奨励金 ・設備更新に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額　各年度 1,000 万円 ・期間　3年間
		※対象業種 (1)、(3)、(5)、(6)の奨励金:製造業(先進的植物工場を含む)、電気・ガス・熱供給・水道業、医療・福祉の全て。さらに情報通信業(コールセンター業務を含む)、運輸・郵便業、卸売業、教育・学習支援業、学術研究・専門技術サービス業のそれぞれ一部 (2)の奨励金:情報通信業(コールセンター業務を含む)、学術研究、専門・技術サービス業のそれぞれ一部 (4)の奨励金:業種は問わない	
		○指定区域外(指定区域を除く全域) (1)企業立地促進奨励金 【新設】 ・投下固定資産総額　1億円(中小企業は 5,000 万円)以上 【増設・移転】 ・投下固定資産総額　3億円(中小企業は1億円)以上 ・新規雇用従業員　10 人(中小企業は3人)以上	奨励金 ○指定区域外 (1)企業立地促進奨励金 【新設、増設、移転】 ・立地に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・期間　3年間 ただし、カーボンニュートラル実現に資する企業にあっては、当該交付対象期間に2年度を加える。
		(2)賃貸借型企業立地奨励金	(2)賃貸借型企業立地奨励金

		・新規雇用従業員2人以上（短期間労働者は2人で1人とみなす）	次の区分による金額の合計 （Ⅰ）賃借料に対する奨励金 ・交付額：賃貸オフィス等の月額賃借料に2/3を乗じて得た額 ・限度額：1月当たり 50 万円（36 ヶ月） （Ⅱ）開設費用に対する奨励金 ・交付額：改装費用、通信回線設置費用、機器等の購入及び搬入費用等の事業所開設に要する費用の合計額 ・限度額　500 万円
		(3)雇用促進奨励金 ・(1)の奨励金または(2)の奨励金に該当する企業が立地に伴い新規雇用従業員を雇用したとき（(2)の奨励金に該当する企業については、短期間労働者も対象とする。ただし、2人で1人とみなす）	(3)雇用促進奨励金 （Ⅰ）(1)の奨励金に該当する企業 ・交付額：新規雇用従業員1人につき 50 万円以内の額 ・限度額　1億円 （Ⅱ）(2)の奨励金に該当する企業 ・交付額：新規雇用従業員1人につき 30 万円以内の額 ・限度額　1億円
		(4)設備投資奨励金 ・中小企業者が行う設備更新に係る投資が 2,000 万円以上のとき	(4)設備投資奨励金 ・設備更新に伴う固定資産税の収納額に相当する額 ・限度額　各年度 1,000 万円 ・期間　3年間
		※対象業種 (1)、(3)、(4)の奨励金：製造業（先進的植物工場を含む）、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業さらに情報通信業（コールセンター業務を含む）、医療・福祉（産科・小児科医に限る）、学術研究・専門技術サービス業の一部 (2)の奨励金：情報通信業（コールセンター業務を含む）、学術研究、専門・技術サービス業のそれぞれ一部	

38203

愛媛県

宇和島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
宇和島市企業立地促進条例	H27.4 H30.3 改正	○「製造業」、「運輸業」、「卸売業」、「宿泊業」に属する事業所 ○投下固定資産総額 3,000 万円以上 ○本市に住所を有する新規雇用従業員　3人以上	＜企業立地促進奨励金＞ ○要　　件:指定事業者が、企業の立地を行うこと。 ○交 付 額:指定事業者が本市に設置した事業所に係る固定資産税額に相当する額の2分の1以内の額 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額3億円
			＜工場等立地奨励金＞ ○要　　件:指定事業者が、新設又は増設による工場等の立地をすること。 ○交 付 額:当該年度の投下固定資産額の 100 分の 10 以内(農林水産関連製造業(日本標準産業分類(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。)に定める製造業のもののうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業のものをいう。)については、100 分の 20 以内)の額 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額5億円
			＜雇用促進奨励金＞ ○要　件:指定事業者が、本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。 ○交付額:新規雇用従業員で規則で定めるもの(2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員数とする。)1人につき 50 万円 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額 5,000 万円
		○「ソフトウェア業」、「その他の固定電気通信業」、「情報処理・提供サービス業」、「コールセンター業」等に属する事業所 ○本市内に住所を有する新規雇用従業員　10 人以上	＜雇用促進奨励金＞ ○要　件:指定事業者が、本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。 ○交付額:新規雇用従業員で規則で定めるもの(2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員数とする。)1人につき 50 万円

			○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額 5,000 万円
			＜情報通信関連企業奨励金＞ ○要 件:情報通信関連企業のうち雇用促進奨励金の要件を満たすこと。 ○交付額:事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の6分の1以内に相当する額 ○交付期間:5年度以内 ○限 度 額:総額 5,000 万円
宇和島市企業競争力強化支援事業	H29.12 R7.4 改正	○本市から工業用の用途による給水を受けている事業所	＜宇和島市企業競争力強化支援事業補助金＞ ○要 件:工業用の用途による給水1契約当たりの1年間の総使用水量が 2,400 ㎥を超えていること。 ○交付額:①前年度6月請求分から申請年度5月請求分の使用水量のうち、各月の基本料金の使用水量を超過した分の合計が 10, 000 ㎥以下の部分の超過使用水量 90 円/㎥ ②前年度6月請求分から申請年度5月請求分の使用水量のうち、各月の基本料金の使用水量を超過した分の合計が 10, 000 ㎥を超える部分の超過使用水量 180 円/㎥ ○交付期間:毎年度 ○限 度 額:1事業所当たり 100 万円(年度単位)
宇和島市指定事業者キックオフ奨励金	H29.12 R4.4 改正	○宇和島市企業立地促進条例による指定を受けた事業所	＜宇和島市指定事業者キックオフ奨励金＞ ○要 件:工場等立地奨励金の対象となる工場を新設、又は増設すること。 ○交付額:①愛媛県企業立地促進要綱に定めるキックオフ奨励金の対象となる奨励対象経費の2分の1 ②工場等立地奨励金の対象となる工場の操業開始から1年経過した日までに使用した水道料金の基本料金及び加入金(消費税及び地方消費税は除く)の10分の10 ○交付期間:申請書年度のみ ○限 度 額:①、②の合計で 2,000 万円
宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金	R4.3 R7.3 改正	市内の企業と連携してデジタル技術を活用しながら地域の産業創出に取り組む見込みがある企業(法人のみ)	＜宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金＞ ○要 件:①操業開始後3年以内に市内に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用する見込みがあること。 ②サテライトオフィスとして3年以上運営される見込みが

			あること。 ③サテライトオフィスに役員又は従業員（常用雇用者）を2人以上置くこと。 ※オフィス立地に係る国や県の補助金等の交付を受ける場合は対象外 ○交付額：①開設費（建物の改修、購入又は新築に要する経費、設備機器の購入費）の 1/2 ②運営費（建物の賃借料、設備機器の使用料）の 1/2 ③雇用拡大支援費　新規雇用従業員 1 人につき 50 万円 ○交付期間：①操業開始時、②1年度以内、3年度以内 ○限度額：①、②、③合わせて 600 万円

38204
愛媛県
八幡浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新増設等　2,000	3	課税免除	固定資産税	5年間
八幡浜市企業等誘致促進条例による指定を受けた事業所				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
八幡浜市企業等誘致促進条例	H28.9 R5.6 改正 R7.6 改正	○投下固定資産額 2,000 万円以上 ○常時雇用従業員数 3人以上 ＊上記 2 要件にいずれにも該当すること	企業等立地促進奨励金 ○工場立地に係る土地の価額の40/100以内(限度額1億円) ○土地を除く投下固定資産額の 2億5千万円まで 40/100 以内 2億5千万円を超える部分 20/100 以内 限度額5億円 ＊一括交付(ただし、当該奨励金の額が1億円を超えるとき等は、5年以内の期間において分割交付を可能とする。) ＊上記のいずれかを選択
			雇用促進奨励金 ○市内に住所を有する新規雇用従業員 1 人につき 50 万円以内(交付期間およそ 5 年) ○短時間労働者の奨励金の算定については、当該者2人をもって1人とみなす。 ○限度額 5,000 万円
八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例	H18.3	○市内においてコールセンター又はデータセンターを行うこと ○常用雇用者数 20 人以上	開業時奨励金 ○直接事業の用に供される投下固定資産の取得価額の合計額及び事業用資産の改造に要した額の 10/100 相

			当額 ○限度額 3,000 万円
			事業用資産奨励金 ○直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額 1/3 相当額及び専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る、適正な賃借料の年額の 1/2 相当額 ○限度額 1,000 万円/年（5年以内）
			雇用促進奨励金 ○新規市内雇用者の数に 30 万円を乗じて得た額 ○限度額 5,000 万円（3年以内）

38205
愛媛県
新居浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
JR新居浜駅前(坂井町二丁目1383～1389番)において取得し、新築し、又は増築した固定資産(家屋に限る。)であって、指定事業者が所有し、かつ、指定に係る事業の用に供するもの		課税免除	固定資産税	3年間 (家屋のみ)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新居浜市企業立地促進条例	H14.4 制定 H20.3 改正 H21.3 改正 H23.3 改正 H26.3 改正 H29.3 改正 R2.3 改正 R5.3 改正	① 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業は、投下固定資産総額が5億円以上 ② ①以外の業種は、投下固定資産総額が3億円以上 ③ 中小企業者については、投下固定資産総額が3,000万円以上 ④ICT 関連誘致奨励金については、投下固定資産総額の制限なし ⑤脱炭素化取組促進奨励金については、大企業、中小企業の区分はなく、脱炭素化に向けた設備投資に対する投下固定資産総額(償却資産の取得に限る)が2,000万円以上	企業立地促進奨励金 (1)企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人(10人)以上のとき取得した固定資産について市が評価した額の5/100(10/100)以内の額 (2)企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人(10人)未満のとき取得した固定資産について市が評価した額の2.8/100(5.6/100)以内の額 ○限度額　5億円 ※(　)内は中小企業者の場合
		○市外からの新設または新たな事業展開に伴い増設、移転をしたとき	新規事業促進奨励金 ○市が評価した額×1.4/100以内 ○限度額　1億円
		○企業立地に伴い新規市内雇用従業員及び配置転換従業員を5人(中小企業者は2人)以上、操業開始後1年経過時まで雇用したとき	雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員・家族配置転換従業員数×50万円以内 ○短時間・単身配置転換従業員数×25万円以内 ○限度額　5,000万円
		○成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき(環境・エネルギー、先端部素材、医療・介護・健康及び情報通信)	成長分野促進奨励金 ○市が評価した額×2.8/100以内 ○限度額　2億円

		○市内企業が受注した工事請負契約等の金額の総額が設備投資総額の 1/2 以上であるとき	市内企業活用奨励金 ○市内工事請負契約額等×2/100 以内 ○限度額　3,000 万円又は企業立地促進奨励金のいずれか低い額
		○企業の立地に伴う操業開始前1年から後3年の間に保育施設、体育施設、休憩施設、社員住宅等を設置したとき	労働環境整備奨励金 ○市が評価した額×1.4/100 以内 ○限度額　1,000 万円
		(1)市が造成した用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき (2)市の事業用借地に立地する企業が当該用地を市から取得したとき (3) 工業専用地域、工業地域、準工業地域、特定用途制限地域のうち産業居住地区の用地を取得したとき	用地取得奨励金 (1)企業の立地に係る土地の取得価格の 20/100 以内の額 (2)土地の取得価格の 10/100 以内の額 (3)面積 1,000 ㎡以上の土地であり、市が評価した額の 20/100 以内の額 ○限度額　3億円
		○情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地をしたとき	ICT 関連誘致奨励金 (1)新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人以上のとき 土地・家屋貸借料(最大 36 月分)、事務所改装費、情報通信関連機器設置費の合計額×50/100 以内 ○限度額　3,000 万円 (2)新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人未満のとき 土地・家屋貸借料(最大 36 月分)、事務所改装費、情報通信関連機器設置費の合計額×30/100 以内 ○限度額　1,000 万円
		規則で定める脱炭素化に向けた設備投資をしたとき	脱炭素化取組促進奨励金 ○市が評価した額(償却資産の取得に係るものに限る)の 5/100 以内
新居浜市中小企業振興条例	S59.10 制定 適用期間 H23.4～ H26.3 改正 H29.3 改正 R2.3 改正 R5.3 改正	○中小企業者が家屋固定資産評価額500万円以上の事業所を設置したとき	事業所設置事業補助金 ○固定資産税課税標準額の 2.8/100 以内 ○限度額　1,000 万円

38206
愛媛県
西条市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西条市企業立地促進条例	H17.3 H21.3 改正 H25.3 改正 H25.12 改正 H27.6 改正 R4.3 改正 R6.4 改正	(1)企業立地促進奨励金 ①対象業種 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売業、サービス業の一部(ソフトウェア業、情報処理サービス業等) ②投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合、3,000 万円以上)	奨励金 (1)企業立地促進奨励金 ①企業立地促進奨励金の指定事業者が企業の立地をした場合 ○固定資産税の収納額に相当する額とし、算定の対象期間は5年間、5億円を限度とする。 ②企業立地促進奨励金の指定事業者が、企業の立地を行い、併せて本社の機能を本市に移した場合 ○上記固定資産税の収納額に相当する額に、法人市民税の収納額に相当する額とし、算定の対象期間は5年間、5億円を限度とする。 ※交付する総額は各年度につき 1 億円が上限。交付基準に基づき算定された額のうち 1 億円を超える部分については、次年度の算定額に合算。「(2)用地取得奨励金」「(3)雇用促進奨励金」「(4)工業用水利用促進奨励金」も同様。
		(2)用地取得奨励金 企業立地促進奨励金の指定事業者が、用地を取得し、企業の立地をしたとき	(2)用地取得奨励金 土地の評価額の 10/100 以内の額とし、3億円を限度とする。
		(3)雇用促進奨励金 企業立地促進奨励金の指定事業者が、企業の立地に伴い新規雇用従業員を5人(中小企業にあっては2人)以上かつ引き続き1年以上雇用した場合	(3)雇用促進奨励金 新規雇用従業員1人につき 50 万円以内の額とし、5,000 万円を限度とする。
		(4)工業用水利用促進奨励金 企業立地促進奨励金の指定事業者が、企業の立地に伴い、契約基本水量が日量 100 ㎥以上の契約を締結し、工業用水を使用した場合	(4)工業用水利用促進奨励金 工業用水使用料の年額 1/2 に相当する額とし、交付算定の対象期間は3年間、3,000 万円を限度とする。

		(5)設備投資促進奨励金 ①対象　中小企業者 ②設備投資の実施 ③投下固定資産が 2,000 万円以上	(5)設備投資促進奨励金 　設備投資促進奨励金の指定事業者が設備投資を行った場合 ○固定資産税の収納額に相当する額とし、交付期間は3年間、1,000 万円を限度とする。
		(6)事業継続強化事業費奨励金 事業継続計画（BCP）等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円以上（中小企業の場合、3,000 万円以上）(7)設備投資促進奨励金 　①対象　中小企業者 　②設備投資の実施 　③投下固定資産総額が 2,000 万円以上	(6)事業継続強化事業費奨励金 　事業継続強化事業費奨励金指定事業者(設備投資促進奨励金の適用を受けようとする企業を除く。)が、自ら定めた事業継続計画等に基づき浸水対策、液状化対策又は耐震補強の設備投資を行った場合 ○事業継続強化のために要した設備投資費用の 100 分の 10 に相当する額とし、2,000 万円を限度とする（1企業BCP1件、1回限り）。
		(7)脱炭素化取組促進奨励金 　事業に供する設備の導入によって、一定以上の CO2 排出量が削減される以下の①又は②のいずれかに該当する取組に該当かつ投下固定資産総額が 2,000 万円以上 　①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の認定を受けた取組 　②導入する設備の CO2 排出量が既存設備と比べ 10%以上削減される取組 ただし、省エネ診断の結果及び製造メーカー等の証明資料に基づくもの(8)事業継続強化事業費奨励金 　事業継続計画（BCP）等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円以上（中小企業の場合、3,000 万円以上）	(7)脱炭素化取組促進奨励金 　脱炭素化取組促進奨励金の指定事業者が設備投資を行った場合 ○固定資産税の収納額に相当する額とし、交付期間は3年間、2,000 万円を限度とする。
サテライトオフィス設置事業費補助金	R5.4 制定	〈補助対象者〉 情報システムの開発等の業務、各種設計デザインを行う業務、インターネットを活用した業務、新商品の開発等を行う業務を営むもの 〈対象要件〉 ①　原則県外に本社を置く法人 ②引き続き 1 年以上事業を営んでいること	〈補助対象経費〉 機器購入費、改修費、その他設置に係る経費 〈限度額〉 100 万円（補助対象経費（税抜）の 2 分の 1 以内の額

		③サテライトオフィス等に勤務する役員または従業員（常用雇用者に限る）を 2 名以上置くこと ④おおむね 3 年以上継続した運営が見込まれること ⑤空き家を活用したものであること ⑥市税を滞納していないこと ⑦他に同種の補助を受けていないこと	

38207
愛媛県
大洲市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大洲市企業立地促進条例	H21.12	① 投下固定資産総額 1 億円以上(中小企業は 3,000 万円以上)であること。 ② 事業所を新設、又は増設する企業は、新規雇用従業員5人以上(中小企業は2人以上)であること。 事業所を移設する企業は、常時雇用従業員が 10 人以上であること。 ③ 公害を発生させ、又は発生させるおそれがないこと。	企業立地促進奨励金 ○各年度の固定資産税(土地に係るものを除き、増設にあっては拡張した部分に限る。)の収納額に相当する額5年間 ○限度額 4億円(1年当たり 8,000 万円)
			雇用促進奨励金 ○本市に住所を有する新規雇用従業員を5人(中小企業にあっては2人以上)以上かつ継続して 1 年以上雇用したとき ○1人につき 50 万円 (短時間・有期雇用労働者にあっては 25 万円)以内 ○限度額 5,000 万円 1 年間
			用地取得奨励金 ○土地を取得して立地する企業が、次の要件を満たし、取得後3年以内に操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。)。 (1) 事業所の用地取得面積が3千平方メートル以上であること。 (2) 事業所の建築面積が 500 平方メートル以上であること。 (1)(2)のいずれも満たす新設又は増設は、事業所用地の取得費に 100 分の 10(市有地を取得した場合は 100 分の 20)を乗じて得た額とし、1億5千万円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。 (1)及び(2)のいずれかを満たす新設若しくは増設又は交付要件のいずれも満たす移設は、用地取得費に100分の5(市有地を取得した場合は 100 分の 10)を乗じて得た額とし、1 億円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。

			○交付期間　5年間 ○用地造成奨励金との重複交付は不可
			用地造成奨励金 宅地以外の土地を取得して立地する企業が、次の要件をいずれも満たし、操業を開始したとき (1)　事業所の造成面積が3千平方メートル以上であること。 (2)　事業所の建築面積が 500 平方メートル以上であること。 新設又は増設においては、造成工事に要した費用の 100 分の 10 を乗じて得た額とし、1 億円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。 移設おいては、造成工事に要した費用の 100 分の 5 を乗じて得た額とし、5 千万円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。 ○交付期間　5年間 ○用地取得奨励金との重複交付は不可
			事業用資産賃借奨励金 土地又は建物を賃借して立地する企業が、次の要件を満たし、操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。)。 (1)　賃借した土地の面積が3千平方メートル以上であること。 (2)　賃借した建物の建築面積が 500 平方メートル以上であること。 (1)(2)のいずれも満たす新設又は増設は、土地及び建物の賃借料の年額に 100 分の 10 を乗じて得た額とし、5年間において 1 億円を限度とする。 (1)及び(2)のいずれかを満たす新設若しくは増設又は交付要件のいずれも満たす移設は、土地及び建物の賃借料の年額に 100 分の5を乗じて得た額とし、5年間において5千万円を限度と

			する。
		※情報系企業については、 ① 新規雇用従業員 10 人以上 ② 公害を発生させ、又は発生させるおそれがないこと。	雇用促進奨励金 ○本市に住所を有する新規雇用従業員を5人(中小企業にあっては 2 人以上)以上かつ継続して 1 年以上雇用したとき ○1人につき 50 万円（短時間・有期雇用労働者にあっては 25 万円）以内 ○限度額 5,000 万円 3年間
			事業用資産賃借奨励金 土地、建物等を賃借して立地する企業が、操業を開始したとき(規則で定める場合を除く。)。 土地、建物、通信機器等の賃借料及び専用回線通信料の年額に3分の1を乗じて得た額とし、3年間において5千万円を限度とする。

38210

愛媛県

伊予市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
伊予市企業誘致促進条例	H17.4 H21.3 改正 H23.12 改正 H27.4 改正 R2.4.1 改正	○対象業種 製造業、通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ○立地から5年以内の操業開始 ○新規雇用従業員(市内に居住)数 新設　5名以上 増設・移設　3名以上 ○固定資産評価額　5,000 万円以上 ○環境の保全について適切な措置が講じられていること ○都市計画法、建築基準法その他の法令に適合するものであること	奨励金 (1)企業立地促進奨励金 ①本市又は愛媛県から用地を直接取得し、立地した場合 ◆新設・移設の場合 固定資産税の収納額に相当する額の100/100 を5年間 ◆増設の場合 固定資産税の収納額に相当する額の50/100 を5年間 ②その他の場合 ◆新設・移設の場合 初年度は固定資産税の収納額に相当する額の 100/100、第2年度は 90/100、第3年度は 80/100 ◆増設の場合 初年度は固定資産税の収納額に相当する額の50/100、第2年度は40/100、第3年度は 30/100 ③限度額:総額3億円 (2)雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用した場合、新規雇用従業員1人につき 50 万円以下の額 ○限度額:1事業所 5,000 万円 (3)用地取得奨励金 ○指定事業者が、本市又は愛媛県の所有する用地を本市又は愛媛県から直接取得し、企業立地したとき。 ○用地取得価格に10/100を乗じて得た額以内の額 ○限度額:1億円

			奨励金の交付 操業開始に伴い、当該指定事業所に対して市税が完納された年度以降に交付する。ただし、奨励金の額が 5,000 万円を超えるときは、その超える部分について次年度以降分割して交付する

38213

愛媛県

四国中央市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
四国中央市企業立地促進条例	H17.10 H21.4 改正	投資要件 ○大企業 ・投下固定資産　2億円以上 （製造業、電気、・ガス・熱供給・水道業以外の企業は1億円以上） ・新規雇用　5人以上 ○中小企業 ・投下固定資産　3,000 万円以上 ・新規雇用　2人以上 ○対象資産 ・企業立地に際して投下した土地、建物、償却資産 ○新規雇用従業員 ・対象期間内に本市に住所を有する者	○企業立地促進奨励金 投下固定資産評価額×1.4%（限度額：総額1 億円） 新規雇用従業員数により、1～5年間交付 ○新規事業促進奨励金 投下固定資産評価額×1.4%（限度額：総額5,000 万円） 新規雇用従業員数により、1～2年間交付 ○雇用促進奨励金 新規雇用従業員×50 万円（限度額：総額5,000 万円、1年間） 奨励金交付初年度に限る ○拠点営業所立地促進奨励金 投下固定資産評価額×1.4%（限度額：総額5,000 万円） 賃貸部分固定資産税相当額（限度額：総額5,000 万円） 新規雇用従業員数により1～2年間交付 ※奨励金は各奨励金の交付要件を満たせば重複交付できる

38214

愛媛県

西予市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新増設、移転　　3,000	新規市内常用雇用従業員 3	課税免除	固定資産税 (総額2億円内)	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西予市企業誘致条例	H25.4	助成対象産業のいずれかに該当し、助成の要件のすべてを満たすもので、企業が事業所を新設し、増設し、又は移設し、これにより事業を営む法人又は個人 ○対象産業 1　製造業 2　電気・ガス・熱供給・水道業 3　運輸業 4　卸売業 5　宿泊業(旅館、ホテル) 6　サービス業(学術、開発研究機関) ○要件 ①投下固定資産額　3,000 万円以上 ②新規市内常用雇用従業員　3名以上 (注:雇用従業員は雇用保険法第4条1項に規定する被保険者である事) ③生活環境保全の確保	雇用促進奨励金 ○市内に住所を有する(市内に住所を有することとなったものを含む)新規常用雇用従業員を1年以上雇用したときに交付 ○人数1人当り　50 万円 ただし、短時間労働者は1人当り 25 万円2年目以降は純増員に対してのみ交付 ○限度額　総額1億円以内 ○期間　5年以内 企業立地促進奨励金 ○工場建設等に伴う投下固定資産評価額の10/100以内の額を交付(ただし、農林水産関連製造業【日本標準産業分類による製造業の内、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業】の立地は20/100以内の額) ○1 指定事業者当たり合計1億円(ただし、農林水産関連製造業【日本標準産業分類による製造業の内、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業】の立地は2億円) ○1回限り(3年間の分割交付可) ランニングコスト奨励金 ○指定事業者の内、日本標準産業分類による製造業のみ

			○操業を継続するにあたり、事業安定化に資すると認められる電気、水道、ガスなどの公共サービス代金等に係る経費の 50/100 以内の額を交付 ○1 指定事業者当たり 1 年につき 400 万円 5年以内
西予市情報通信関連企業誘致条例	H25.4	助成対象事業者のいずれかに該当し、助成の要件のすべてを満たすもので、企業が事業所を新設し、増設し、又は移転し、これにより事業を営む法人又は個人 ○対象事業者 1 情報通信業 ・コールセンター ・データセンター ○要件 ①市内において事業を行うこと ②事業開始時、常用雇用従業員が 15 人以上 (注:雇用従業員数は雇用保険法第4条1項に規定する被保険者である事)	開業準備奨励金 ○開業時に事務所の建設又は改造を行った場合に交付 ○要した額の 30/100 に相当する額 ○限度額総額 1,000 万円以内 ○期間 1回限り
			事業用資産奨励金 ○直接事業の用に供される事務所の賃借料及び、通信回線の使用料に係わる額に対して交付 ○年額の 1/3 に相当する額 ○年度額 1,000 万円以内/年 ○期間 5年以内
			雇用促進奨励金 ○市内に住所を有する(市内に住所を有することとなったものを含む)常用雇用従業員を雇用したときに交付 ○人数1人当り 50 万円 ただし、短時間労働者は1人当り 25 万円、2年目以降は純増員に対してのみ交付 ○限度額 総額1億円以内 ○期間 5年以内

38215
愛媛県
東温市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
対象業種　製造業、電気、ガス、熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、学術研究開発機関、宿泊業、洗濯・浴場業、娯楽業		(土地、家屋、償却資産)		
新設　地域未来投資促進法に基づく企業立地 (投下固定資産総額 10,000 農林漁業関連業種 5,000)	―	課税免除	固定資産税	5年間 100/100
新設　地域未来投資促進法に基づかない企業立地 (投下固定資産総額 2,500)	―	課税免除		3年間 100/100
増設・移設　地域未来投資促進法に基づかない企業立地 (投下固定資産総額 2,500)	―	課税減免		第1年度 100/100 第2年度 70/100 第3年度 50/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東温市企業立地促進条例に基づく雇用創出奨励金交付要綱	H29.4	【交付条件】 ○企業 ・新たに東温市内へ立地又は増設、移設する場合で、企業立地促進条例に規定する課税免除等の措置を受けることができる企業であること。 ・労働者名簿等の法定帳簿類を備え付け、市の要請により提出できること。 ・奨励金支給対象の労働者を、雇用した日から1年以内に事業主都合で解雇しないこと。 ○労働者 ・企業の操業日を基準として、6か月前から3か月後までの期間に、新たに雇用した者であること。 ・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として、企業に直接労働契約によって雇用された労働者であること。 ・雇用された日から奨励金申請までの間、継続して東温市内に居住している者であること。	【雇用創出奨励金】 正規労働者1人につき年間 50 万円(定額) ※6か月経過ごとに 25 万円を交付 ※1事業所当たり 100 人を限度 ※支給は1回のみ ※予算の範囲内

38356

愛媛県

上島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
企業誘致促進条例	H26.4	対象業種 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業、情報通信業、運輸業、医療・福祉、学術研究等 ①　投下固定資産総額1億円以上（中小企業にあっては、2,000万円以上） ②　新規雇用従業員（町内）2名以上 ③　その他町長が特に認める事業	○企業立地促進奨励措置 固定資産税の減免 （期間：3年以内） 用地取得及び建設費用総額×10％（限度額：5,000 万円） 上下水道料金×50％（限度額：　総額1,000 万円、3年以内） ○環境保全施設等奨励金 環境保全施設、福利厚生施設及び防災保安施設の設備に要する経費（限度額：総額 1,000 万円、1年間） ○雇用促進奨励金 ［1年以上雇用した場合］ 30 万円/人（限度額：3,000 万円、3年間） ただし、短期間労働者（社会保険加入者に限る）については 15 万円/人 また、2年目以降は、純増員に対してのみ交付する。
		対象業種 コールセンター、データセンター ①　情報通信関連企業の指定事業者が企業の立地をしたとき ②　新規雇用従業員（町内）2名以上	○情報通信関連企業奨励金 事業所等賃借料及び通信回線使用料×1/3（限度額：年間1,000 万円、3年以内）

38386
愛媛県
久万高原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
10000 万円超 (中小企業者の場合 3000 万円超)	新規町内雇用従業員5人以上 (中小企業者の場合2人以上)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
久万高原町企業立地促進条例	H30.9	投下固定資産総額が 1 億円以上 (中小企業者の場合 3,000 万円以上)新規町内雇用従業員が5人以上 (中小企業者の場合2人以上)	●施設の建設・改修 総額の 10 分の 1 以内、上限 1,000 万円。
		町内の賃貸オフィス等で事業所を開設し、新規町内雇用従業員が1人以上	●事業所賃借料 年額3分の1以内、交付期間3年以内、上限 300 万円。 ●事務所開設に要する費用 3 分の 1 以内、上限 200 万円。
		上記奨励措置の指定事業者が、新規町内雇用従業員を引き続き1年以上雇用したとき	町内に住所を有する(町内に住所を有することとなったものを含む)新規常用雇用従業員を 1 年以上雇用したとき、1人につき 50 万円。短時間労働者は1人につき 25 万円。 交付期間5年以内。上限 1500 万円。 2年目以降は純増員に対してのみ交付。

38401

愛媛県

松前町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松前町企業立地促進条例	S60.10 H20.3　一部改正 R6.12　全部改正(R7.4 施行)	(1)特定地域へ新設、増設又は移設すること。 (2)立地に伴い取得した固定資産(土地を除く。)の評価額が 3,000 万円以上であること。 (3)新たに雇用した正規従業員又は配置転換された正規従業員が5人(中小企業者にあっては2人)以上いること。 (4)環境保全について適切な措置が講じられていること。 (5)町税の滞納がないこと。	企業立地奨励金 ○立地に伴い取得した建物又は償却資産に対し初めて賦課された固定資産税額 ○限度額　2億円 ○5年以内の期間に分割して交付 雇用促進奨励金 ○従業員 1 人につき 50 万円 ○交付期間　5年間 ○限度額　5,000 万円 2年目以降は純増員のみ対象。

384020
愛媛県
砥部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
対象業種:先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業、繊維関連産業及び情報サービス関連産業		(土地、家屋、構築物)		
新設・増設・移設 地域未来投資促進法に基づく企業立地 (投下固定資産総額 10,000、農業関連業種 5,000)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金	R5.3	次のいずれにも該当するもの。 1.補助金申請時において次に掲げる事業のいずれかを3年以上継続して営む企業等であること。 ①情報通信業 ②学術研究・専門技術サービス業 ③教育・学習支援業 ④その他町長が適当と認める業種 2.町内のサテライトオフィスにおいて 5 年以上継続して業務行うことを誓約できること。 3.開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が 1 人以上就労している企業等であること。 4.町税等の滞納がないこと	【整備費】 ・建物の内装改修に要する経費、インターネット等改修工事に要する経費、備品及び機器設備(車両を除く)の購入に要する経費 補助対象経費の 2 分の 1(上限 50 万円、サテライトオフィス開設に対し 1 回限り) 【施設運営費】 ・貸借料、人件費(当該施設整備後の運営に直接的に要したものに限る)、光熱水費、通信費、消耗品費 補助対象経費の 2 分の 1(月 20 万円、サテライトオフィス事業開始月から 36 か月間とし当該年度において支払ったもの)

38422

愛媛県

内子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
内子町企業誘致条例	H24.9.21 R6.12.1	【対象業種】 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、卸売業、宿泊業、スポーツ施設提供業、情報通信関連企業 【要件】 ①投下固定資産額 3,000 万円以上かつ、新規町内雇用者数 3 人以上 ②新たな建屋を含む投下固定資産額が 1 億円以上	企業誘致促進奨励措置 固定資産税の減免(総額上限 1 億円) 要件①の場合:5 年以内 要件②の場合:3 年以内 開業奨励金 ○投下固定資産額の 100 分の 10 以内の額 ○1回限り 限度額 3,000 万円
			情報通信関連企業奨励金 ○事業所、通信機器等賃貸料、通信回線使用料の 1/3 以内の額 ○年間限度額 1,000 万円 ○5年以内
			雇用促進助成金 ○新たに町内から雇用した常用雇用者数×50 万円(短時間労働被保険者は1名につき 25 万円) ○限度額 5,000 万円 ○5年以内(2年目以降は純増員に対してのみ交付)

38442

愛媛県

伊方町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
伊方町企業誘致条例	H17.4 H24.9 R3.12 改正	○製造業、旅館業、リゾート施設、農林水産物等販売業、情報サービス業等のほか、試験・研究施設に属する事業所 ①【製造業又は旅館業】投下固定資産額が 500 万円以上のもの（資本金の額が5,000 万円を超え1億円以下である法人が行うものにあっては 1,000 万円以上とし、資本金の額が1億円を超える法人が行うものにあっては 2,000 万円以上とする。） 【リゾート施設、農林水産物等販売業、情報サービス業等又は試験・研究施設】投下固定資産額が 500 万円以上のもの ② 常用雇用従業員3人以上	○企業誘致促進奨励措置 固定資産税の減免（3年度分に限り課税しない）
			雇用促進奨励金 50 万円以内/人（限度額：総額 1,500 万円、交付期間5年間限度）
			○開業時奨励金 投下固定資産額の 100 分の 10 以内の額とし、3,000 万円を限度とする。
			○ランニングコスト奨励金 ガス、上水道及び下水道の使用料に係る経費の 100 分の 50 以内の額（1指定事業者当たり年額 400 万円限度、交付期間5年間限度）
			○情報通信関連企業等奨励金 事業所及び通信機器等の賃貸料並びに専用回線通信料の年額の3分の1以内の額（交付期間3年以内、総額 3,000 万円限度）

38484

愛媛県

松野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新増設　2,500	―	課税免除	固定資産税	3年間
3,000 万円以上	町内に住所を有する新規常用従業員3人以上	課税免除	固定資産税総額1億円以内	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松野町企業誘致促進条例	H25.3	事業者の要件 (1) 投下固定資産総額が 3,000 万円以上 (2) 町内に住所を有する新規常用雇用従業員が3人以上 (3) 製造業、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業に限る。)、卸売業、宿泊業、情報通信業 ①雇用促進奨励措置 事業者が、企業の立地に伴い、本町内に住所を有する新規雇用従業員(純増員に限る。)3人以上を引き続き1年以上雇用したとき。 ②情報通信関連企業奨励金 情報通信関連企業の指定事業者が、企業の立地をしたとき。	事業者が、町内に住所を有する(企業に常用雇用者として新たに採用され、かつ引き続き雇用される松野町企業誘致促進条例 13 条の協定を締結した地方公共団体である宇和島市、鬼北町に住所を有する者を含む。)新規常用雇用従業員3人以上を1年以上雇用したときに、1人につき 50 万円とし、交付期間は5年以内、総額5千万円を限度とする。また、2年目以降は純増員に対してのみ交付する。 事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額3分の1以内に相当する額とし、交付期間は3年以内、総額3千万円を限度とする。

38488

愛媛県

鬼北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円超）	従業員（人以上）			
新増設(1億円)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鬼北町企業誘致促進条例	H22.6 H27.6 改正	事業者の要件 (1) 投下固定資産総額が3千万円以上 (2) 町内に住所を有する新規常用雇用従業員が3人以上 (3) 製造業、運輸業、卸売業、宿泊業、情報通信業等 ①雇用促進奨励措置 事業者が、企業の立地に伴い、本町内に住所を有する新規雇用従業員（純増員に限る。）を引き続き1年以上雇用したとき。 ②情報通信関連企業奨励措置 情報通信関連企業の事業者が、企業の立地をしたとき。	事業者が、町内に住所を有する(町内に住所を有することとなったものを含む。)新規常用雇用従業員を1年以上雇用したときに、1人につき50万円とし、交付期間は5年以内、総額5千万円を限度とする。また、2年目以降は純増員に対してのみ交付する。 町外の企業の立地（新設に限る）で、地域産業の振興及び地域経済の活性化に資すると町長が特別に認めたものについても適用する。 事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の3分の1以内に相当する額とし、交付期間は3年以内、総額3千万円を限度とする。
鬼北町地域課題解決ビジネスマッチング促進事業補助金	R6.4.1	町内サテライトオフィスへの入居事業者。	入居事業者が、地域課題解決のため行う事業に対し、補助金を交付する。 ○補助金限度額　100 万円（町内事業者と共同で行う事業については 50 万円を加算） ○補助率　10/10

38506
愛媛県
愛南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進奨励措置 新増設　10,000 (中小企業者 2,000)	5 (中小企業者2)	課税減免 (総額2億円を限度)	固定資産税	5年以内
新規事業促進奨励措置 新増設　10,000 (中小企業者 2,000)	5 (中小企業者2)	課税減免 (税額の 1/2 以内、総額1億円を限度)	固定資産税	5年以内
企業留置奨励措置 企業立地促進奨励措置の指定事業者が、その指定を受けるために町内に事業所を新設した日から起算して6年以上町内での事業を継続したとき	企業立地促進奨励措置(製造業に限る)の終了後、固定資産税が課せられた年度以降の当該固定資産税が対象	課税減免 (税額の 1/2 以内(5年目まで)、1/4 以内(6年目以降)、総額2億円を限度)	固定資産税	無期限

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
愛南町企業立地促進条例	H18.3 H20.5 改正 H26.4 改正 H27.12 改正	企業立地促進奨励措置の指定業者が企業の立地に伴い、新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用したとき	奨励金 雇用促進奨励措置 ○新規雇用従業員6人目(中小企業者は3人目)から1人につき 50 万円以内 ○5年間 ○限度額　総額 5,000 万円
		情報通信関連企業が企業の立地に伴い、貸しビル等に事業所を開設し、新規雇用従業員を 10 人以上、引き続き1年以上雇用したとき	情報通信関連企業奨励措置 (1)貸しビル等の賃借料の 1/3 以内 ○3年間 ○限度額 300 万円 (2)新規雇用従業員1人につき 50 万円以内 ※短時間労働者は2人をもって1人とする ※2年目以降は純増員に限る ○3年間 ○限度額 1,500 万円